

平成 24 年 1 月 6 日  
沖縄電力株式会社

## PRTR法第 5 条第 2 項の規定に基づく一部届出漏れについて

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（通称：PRTR 法）では、第 1 種指定化学物質の環境へ排出される量を毎年把握（算出）し、届け出ることになっています。

平成 20 年 11 月の同法施行令の改正により、平成 22 年度から A 重油中に含まれるメチルナフタレン（1 トン以上）が届出の対象物質に追加されましたが、離島の 15 発電所について、国への届出に漏れがあることが、平成 23 年 10 月 18 日に判明いたしました。

当該事実を踏まえ、届出書の提出窓口である沖縄県に届出漏れの経緯等を説明し、平成 23 年 11 月 30 日に平成 22 年度分の届出を済ませております。

当社としましては、今回の届出漏れを深く反省し、今後は法改正の情報を適確に把握するなど、再発防止に努めてまいります。

なお、当該届出が必要な沖縄本島の発電所については、適正に届け出を行っております。

以 上